

## 令和5年度決算に係る健全化判断比率および資金不足比率について

### 1 公表の趣旨

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立・公布され、地方公共団体は、国の算定基準に基づき、財政の健全性を判断するための4つの指標（健全化判断比率）と公営企業の経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）を公表することが義務付けられました。本町におきましても、平成19年度から健全化判断比率および資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、公表（告示）を行っているところです。

地方公共団体は、算定した健全化判断比率により、「健全段階」、「財政の早期健全化段階」、「財政の再生段階」の3つの段階に区分され、健全化判断比率の4つの指標のうち一つでも基準を超過した場合は、「財政健全化計画」や「財政再生計画」を定め、財政の健全化を図っていくこととなります。

### 2 健全化判断比率

(単位：%)

	令和5年度	令和4年度	県内市町平均 (令和4年度)	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	— (3.47)	— (5.08)	—	15.00	20.00
②連結実質赤字比率	— (17.70)	— (20.79)	—	20.00	30.00
③実質公債費比率	4.5	5.3	4.4	25.0	35.0
④将来負担比率	—	—	—	350.0	

※ ①実質赤字比率および②連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため算定されず、「—」を表示し、( )内は黒字の比率を表しています。

※ ④将来負担比率については、将来負担額を充当可能財源が上回るため算定されず、「—」を表示しています。

### 3 資金不足比率

(単位：%)

	令和5年度	令和4年度	県内市町平均 (令和4年度)	経営健全化基準
水道事業会計	— (146.22)	— (152.11)	—	20
下水道事業会計	— (89.12)	— (91.55)	—	

※ 資金不足比率については、資金不足を生じていないため算定されず、「―」を表示し、( )内は黒字の比率を表しています。

#### 4 各指標についての説明

##### (1) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等の施策を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度（大きさ）を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。本町においては、一般会計と学校給食事業特別会計が対象となります。

令和5年度につきましては、令和4年度と同様に一般会計等の実質収支額（歳入から歳出を差し引いた額）が黒字であったことから、実質赤字比率は算定されませんでした。

##### (2) 連結実質赤字比率

一般会計等だけでなく、上水道事業会計、下水道事業会計など全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

令和5年度につきましては、令和4年度と同様に全会計の実質収支額が黒字であったことから、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

##### (3) 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。この比率が高いほど、事業費等に充当できる財源が少なくなり、財政運営が厳しくなります。

令和5年度につきましては、主に元利償還金および公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額が減少したことにより、令和4年度から0.8%比率が改善しました。

##### (4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

令和5年度につきましては、令和4年度と同様に基金等の充当可能財源が地方債現在高等の将来負担額を上回るため、将来負担比率は算定されませんでした。

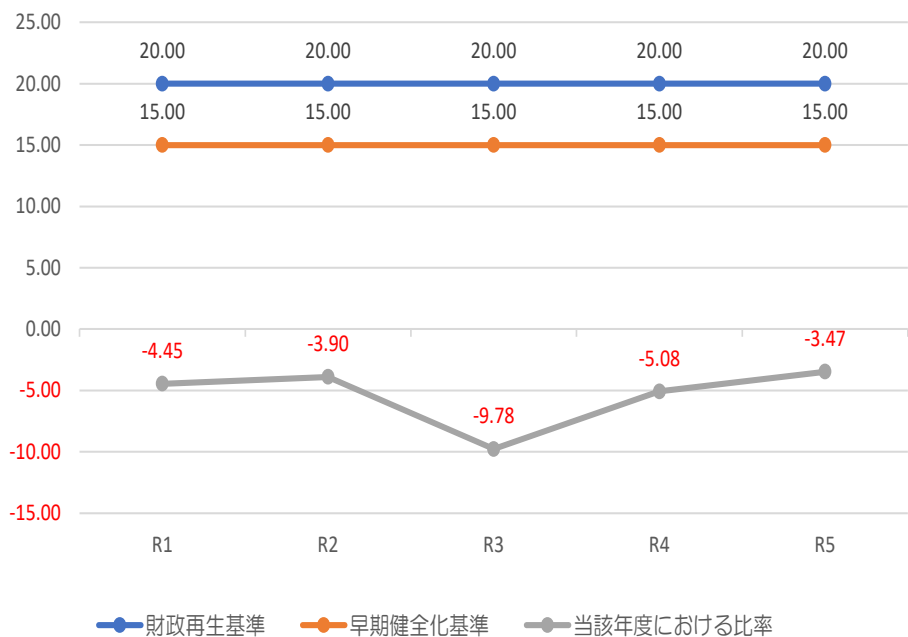
##### (5) 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。本町においては、水道事業と下水道事業が対象となります。

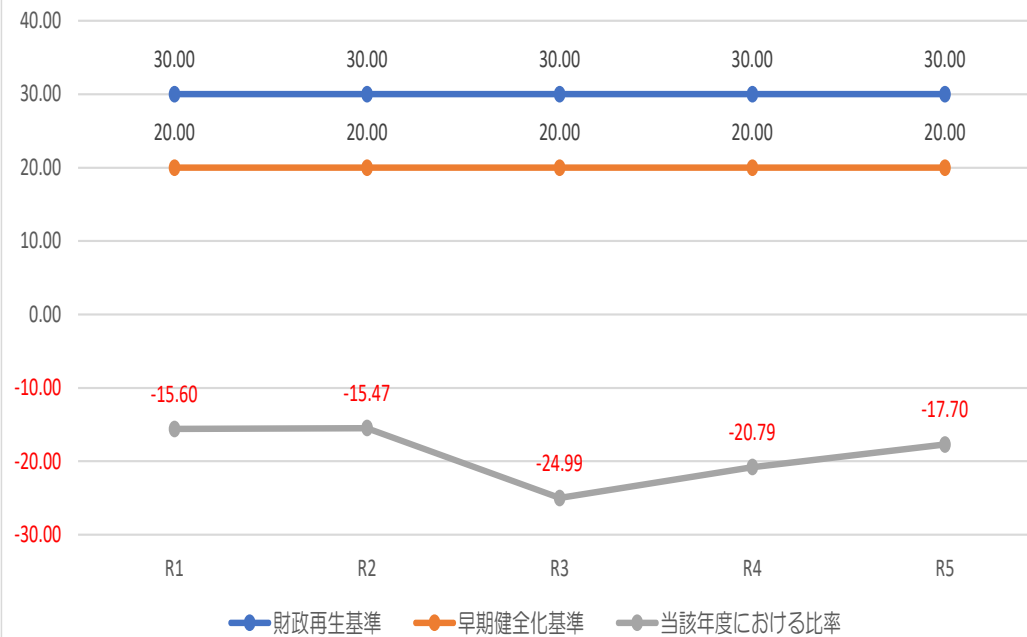
令和5年度につきましては、令和4年度と同様に水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足を生じていないため、資金不足比率は算定されませんでした。

## 5 健全化判断比率の推移（過去5箇年）

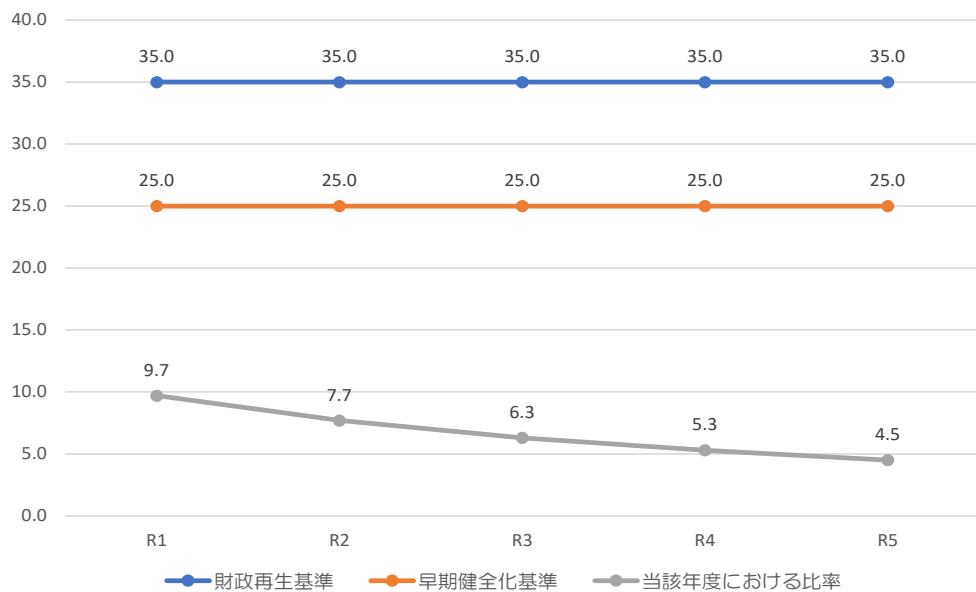
### 実質赤字比率



### 連結実質赤字比率



### 実質公債費比率（3箇年平均）



### 将来負担比率

